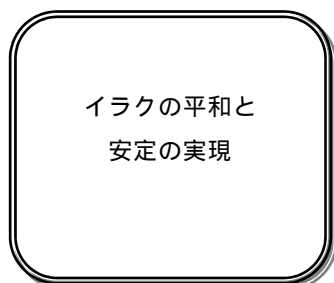


(15) イラク復興支援

(長期)基本政策

(中期)施策

(短期)事業



47 人道・復興支援の実施・・・・・・・・・・個別事業群

48 政治プロセス及び治安分野での協力・・・・個別事業群

49 関係国・国際機関との緊密な協議・・・・・・・・個別事業群
協力

50 二国間の相互理解の増進・・・・・・・・・・個別事業群

【基本政策の意義】

「イラクの平和と安定の実現」は、わが国が原油輸入の9割弱を依存する中東地域(イラクを含む)ひいては国際社会の平和と安定に極めて重要である。イラクの復興が進展せず、イラクが破綻国家あるいはテロの温床となる場合には、国際的に深刻な安全保障上の問題を提起し、その場合、わが国が位置する北東アジアをはじめ他の地域の安定に及ぼす悪影響も懸念される。国際社会の平和と安定は、エネルギー安全保障の視点も含め、わが国自身の安全と繁栄に不可欠であり、イラクの復興に積極的に寄与していくことはわが国の国益に合致している。

【基本政策と中期施策との関係】

基本政策の実現のため、わが国はイラク復興に向けた各種施策を行ってきた。その結果、イラクの平和と安定の実現に向けた進展が見られつつある。人道・復興支援では、平成15年10月にマドリッドで開催されたイラク復興国際会議では320億ドル以上の支援が表明された。また、政治プロセスでは、昨年11月15日のCPAと統治評議会の間で達成された合意、また、平成16年2月23日に公表された国連の選挙調査チームの報告書を踏まえ、イラク国内で議論が行われている。わが国は、イラク周辺国や独仏等に対する特使派遣や外相会談等を通じ、国連の十分な関与を得ながら幅広い国際社会の参画を得てイラク復興を進めるための努力を進めている。自衛隊の派遣やわが国の50億ドルのODA支援については国内外への広報に努めている。

【有識者の意見等】

読売新聞(平成15年10月26日)社説は、「支援の本格化には、一刻の猶予もない。」「米英両国によるイラクの戦後統治が思うに任せない状況で、同盟国・米国が主導するイラク支援に最大限の協力をすることは、当然である。また、イラクの安定は、輸入原油の約9割を中東に依存する日本にとって、国益に直結している現実も、認識する必要がある。」旨記述。また、共同通信社が2月6~7日に実施した全国電話世論調査によると、自衛隊のイラク派遣に賛成が48.3%で、反対45.1%。読売新聞(2月10日)は、「日本をはじめ国際社会全体が、この(選挙実施に係る)プロセスを、側面から支えて行かねばならないことは言うまでもない。」、日経新聞(2月10日)は、イラク復興に対する国際連帯の輪に日本が加わるのは当然である。」旨の社説を掲載。

4 7 人道・復興支援の実施

評価責任者	中東アフリカ局中東第二課長 相星 孝一
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 3 日
<p>1. 【評価を行う目的】</p> <p>国際社会の緊急の課題となっているイラクに対する人道・復興支援について、その概要を示すことにより、国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たす。</p> <p>2. 【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>イラクの再建は、イラク国民にとって、また、中東地域及び国際社会の平和と安定にとって極めて重要であり、石油資源の 9 割近くを中東地域に依存するわが国の国益にも直結している。イラクを破綻国家、あるいはテロの温床としないためにも、テロに屈することなく、国際社会はイラクへの支援を行っていく必要がある。イラクの再建には、具体的な将来像を描き、イラク国民に将来の希望を与えることが必要。このためには、わが国を含む国際社会が結集して、イラクの復興支援に取り組むことが重要である。</p> <p>わが国は、ODA による支援と自衛隊による人道復興支援を「車の両輪」として進めることとしている。ODA を活用した支援については、平成 16 年 10 月のマドリッドでのイラク復興国際会議において、わが国は「当面の支援」として、これまでの支援と併せて総額 15 億ドルの無償資金の供与、平成 19 年までの中期的な復興需要に対する支援として基本的に円借款により最大 35 億ドルまでの支援、総額 50 億ドルまでの支援を実施する旨を表明した。15 億ドルの供与については、電力、教育、水・衛生、保健、雇用等イラク国民の生活基盤の再建及び治安の改善に重点を置きつつ、可能な限り早急に実施していくこととしており、これまでに約 6 億 1860 万ドルの支援を実施・決定している（平成 16 年 2 月 25 日現在）。また、日本は資金面での貢献とともに人的貢献にも積極的に取り組んでいる。イラクに対する武力行使終了直後の 5 月 8 日には在イラク日本大使館が再開した。また、数次にわたって日本政府の調査団や専門家がイラクに派遣された。このほか、JICA 医療技術協力チームによるシリアでの緊急医療体制強化への従事や、日・エジプト合同の対イラク医療協力など人的貢献におけるアラブ諸国との協調も推進した。</p> <p>7 月には、イラクの復興のため、主体的かつ積極的な貢献を行うことを目的として、国連安保理決議 1483 を根拠とするイラク人道復興支援特別措置法が成立した。自衛隊の派遣は、自己完結性のある組織でなくては復興分野といえども十分に活動し得ないとの現下のイラクの治安状況を踏まえたものであり、自衛隊部隊はイラク南東部のサマーワ周辺において医療、給水、学校等の公共施設の復旧整備や人道支援関連物資の輸送等を行う。12 月 9 日には、同特措法に基づく対応措置に関する基本計画が閣議決定され、陸海空の自衛隊が派遣された。</p> <p>3. 【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じ</p>	

て良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とする（外務省設置法第三条）。国際社会の緊急かつ重大な課題であるイラクの人道・復興支援は、上記諸規定に合致する外務省の重要な任務である。

（２）有効性

わが国はこれまでに約 6 億 1860 万ドルの対イラク支援を決定・実施（平成 16 年 2 月 25 日現在）しており、例えば、以下のような成果があがっている。

（イ）「イラク復興雇用計画」に対し UNDP を通じて約 600 万ドルを拠出し、1 月末までのべ約 13.6 万人の雇用を創出、バグダッドの衛生状況の改善等にも寄与している。

（ロ）学校の修復や学用品の供与等を内容とする「イラク初等教育再生計画」に対し UNICEF を通じ約 1000 万ドルを拠出した。これにより、バグダッド、モースル、ナジャフ及びその周辺地域で約 100 万人の児童が裨益した。

（ハ）ウンム・カスル港しゅんせつプロジェクトに対し UNDP を通じて 250 万ドルを拠出し、港の運用の効率化、人道支援物資の搬入の円滑化に貢献した。

これらの事業はイラクの人道上の困難を緩和し、復興を推し進めていく上で大きな意味を有する。イラクの復興という目的の達成のためには、今後とも、わが国を含む国際社会の継続的な支援が極めて重要である。

（３）優先性

わが国がこれまでに実施した施策は、イラク国民の緊急のニーズを踏まえ実施してきたものである。イラクの国民が一日も早く正常な生活を送ることができるよう、迅速な支援の実施は国際社会全体の優先課題である。

４．【評価の結果】

① 施策の継続 ② 施策の改善・見直し ③ 施策の廃止、中・休止 ④ その他

上記 3 . にあるとおり、本件は必要性もあり、ある程度の成果があがっているものである。本件は、四半世紀にわたるサダム・フセインの支配により疲弊したイラクが、主権・領土の一体性を確保しつつ、平和な民主的国家として再建されることも目標としている。イラク復興は緒についたばかりであり、この目的の達成のためには、今後とも、わが国を含む国際社会が継続的にイラク人の努力を支援していくことが極めて重要である。

５．【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

イラクの迅速な復興を達成していくためにも、施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算・定員等の拡充に努めて参りたい。

６．【政策評価を行う過程において使用した資料等】

・在外公館からの報告、公開文書等

7. 【備考・特記事項】

イラクへの人道・復興支援はわが国を含む国際社会全体の取組が進められており、イラク全体の復興の進展という観点からは、わが国、あるいは外務省の施策による効果のみを抽出することは容易ではないこと、また、イラク国民が一日も早く正常な生活に戻ることができることが期待される反面、施策には中・長期的な視野が必要であることに留意する必要がある。

4 8 政治プロセス及び治安分野での協力

評価責任者	中東アフリカ局中東第二課長 相星 孝一
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 3 日
<p>1 . 【評価を行う目的】</p> <p>国際社会の緊急の課題となっているイラク復興において、政治プロセス及び治安分野での協力に関して、その概要を示すことにより、国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たす。</p> <p>2 . 【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>イラクの再建は、イラク国民にとって、また、中東地域及び国際社会の平和と安定にとって極めて重要であり、石油資源の 9 割近くを中東地域に依存するわが国の国益に直結している。イラクを破綻国家、あるいはテロの温床としないためにも、テロに屈することなく、イラク人によるイラク人のための新しい政府の樹立を図るために、国際社会はイラクへの支援を行っていく必要がある。</p> <p>わが国は、イラクの復興は国際社会全体の課題であるとの認識の下、イラクでの政治プロセスの促進、国連の十分な関与の確保等を働きかけるため、平成15年末には橋本元総理を英、独、仏、中山元外相を国連、高村元外相をエジプト、サウジアラビア、逢沢外務副大臣をシリア、クウェート、ヨルダンにそれぞれ総理特使として派遣した。また、平成15年12月のカシャーノフ露首相の訪日、平成16年1月の川口外務大臣のイラン、アラブ首長国連邦訪問等の際の累次二国間会談において、イラク復興のための国際協調の強化に努めた。さらに、平成16年10月のイラク復興国際会議に際し、川口大臣はブレマーCPA行政官、アッラーウィー・イラク統治評議会議長と会談して、CPA及びイラク側に対しても、治安改善及び政治プロセス進展の重要性について言及の上、意見交換を行った。</p> <p>また、上記のイラク復興国際会議において、わが国は15億ドルの無償資金協力を表明。その重点分野の一つとして治安改善を掲げ、その具体化の第一歩として、平成16年1月16日、イラク内務省に対して620台の警察車両を供与することを決定した。</p> <p>3 . 【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務（外務省設置法第三条）としており、国際社会の緊急の課題であるイラクの政治プロセス及び治安分野での協力は、これに該当する外務省の重要な任務である。</p> <p>(2) 有効性</p> <p>わが国を含む国際社会全体がイラク国民の努力に対する支援、働きかけを種々行った結果、</p>	

平成15年7月13日にイラクの主要各派指導者とその他の有力部族指導者、女性の計25名から構成されるイラク統治評議会が発足し、8月11日には憲法準備委員会が発足。9月3日には暫定閣僚25名が就任。さらに、11月15日に連合暫定施政当局と統治評議会との間で以下の政治プロセスが合意され、イラク人によるイラク人のための新しい政府の樹立に至る道筋が示された。

平成16年2月末まで	移行期間のための「基本法」の制定
3月末まで	統治評議会とCPAによる治安に関する協定の承認
5月末まで	暫定議会の選出
6月末まで	移行行政機構選出・承認（CPA解体終了、統治評議会任務終了。）
平成17年3月15日まで	憲法会議選挙
（基本法で日程設定）	恒久憲法の制定
平成17年末まで	新政府の選出、「基本法」の失効

平成16年2月23日、アナン国連事務総長は、国連の選挙調査チームの報告書を公表した。同報告書には、（イ）イラクの政治プロセスにとり選挙が必要であり、コーカス方式は不十分である、（ロ）6月30日までに信頼に足る選挙を実施することは不可能である、（ハ）選挙の実施には法的枠組みが整備された後、少なくとも8か月が必要であり、選挙の実施が可能となるのは本年末又はその直後となる見込みである、（ニ）イラク人の中には6月30日という主権移譲の期限は維持するとの総意がある、（ホ）選挙の時期をずらしたことによりできた余裕を用いてイラク人とCPAは主権移譲の受け皿作りのメカニズムについて対話を行うことが可能、（ヘ）国連としては、臨時政府の構成及び樹立のプロセスに関するイラク人とのコンセンサス作りを支援する意欲がある等が記されている。現在、これらの点を踏まえ、イラク国内で議論が行われている。

イラクにおける治安情勢は予断を許さず、一部地域では攻撃が活発化・巧妙化している。国外から流入していると思われるイスラム過激主義者がフセイン政権の残存勢力とともに活動を継続していると思われる。これに対し米軍は掃討作戦を展開。また、イラク人による治安対策の強化を打ち出している。

（3）優先性

イラクの再建は、人道・復興支援、政治プロセスの促進及び治安確保のいずれが欠けても達成し得る課題ではなく、政治プロセス及び治安分野での進展が不可欠。本分野での支援を優先的に実施していくことが、イラクの再建に不可欠である。

4. 【評価の結果】

（1）施策の継続 （2）施策の改善・見直し （3）施策の廃止、中・休止 （4）その他

上記3.にあるとおり、本件は必要性もあり、ある程度の成果も上がっているものである。また、イラクの政治プロセス及び治安の動向は予断を許さず、イラク再建に向けたイラク人の努力を継続的に支援していくことが不可欠である。わが国は、政治プロセスが着実に進展し、イラク内各派が受け入れ可能なイラク人によるイラク人のための新しい政府が樹立され、一日も早く国際社会に復帰することを期待しており、国際社会が政治プロセスを一致して支持・支

援し、着実に進展するよう、今後とも関係国への働きかけを続けること、及び、イラクの治安改善は復興支援の進展に大きく影響していることから、継続的な支援を行うことが重要である。

5 . 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

イラクの再建を可能な限り支援していくためにも、施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算・定員等の拡充に努めて参りたい。

6 . 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

・在外公館からの報告、公開文書等

7 . 【備考・特記事項】

政治プロセス及び治安分野での協力については、わが国を含む国際社会全体の取組みが進められており、外務省の施策による効果のみを抽出することは容易ではないこと、また、イラク国民が一日も早く正常な生活に戻ることができることが期待される反面、施策には中・長期的な視野が必要であることに留意する必要がある。

4 9 関係国・国際機関との緊密な連携

評価責任者	中東アフリカ局中東第二課長 相星 孝一
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 3 日
<p>1 . 【評価を行う目的】</p> <p>国際社会の緊急の課題となっているイラクの再建に際してのわが国の関係国・国際機関との連携について、その概要を示すことにより、国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）の一端を果たす。</p> <p>2 . 【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>わが国は、イラク復興支援は、国連の十分な関与を得ながら幅広い国際社会の参画を得て進められるべきと考え、国際社会と緊密に連携をとっている。</p> <p>平成15年3月20日の米国等による対イラク武力行使以前には、イラクが国際社会に協力し、即時・無条件・無制限の査察を受け入れ、大量破壊兵器等の廃棄をはじめとする関連安保理決議を履行し、国際社会の懸念を払拭することが重要であるとの考えの下、総理特使の派遣等、種々の外交努力を行った。</p> <p>小泉総理は、4月26日から5月2日まで安保理メンバーである英国、スペイン、仏、独及びギリシャ（当時EU議長国）を訪問し、国際協調の再構築と復興過程における国連の関与の重要性を働きかけた。また、川口外務大臣は、4月9日から13日まで独仏英を訪問し、イラク復興にできるだけ多くの国が関与して国際協調を実現するべく働きかけた。また、4月26日から5月3日までヨルダン、イスラエル、パレスチナ自治区及びシリアを訪問し、イラクの復興と中東地域の平和と安定に向けて、日本が中東諸国と密接に協力していく意向を伝えた。国連を通じた国際協調の実現に向けては、特にイラクの復興と安定に重要な意義を有する国連安保理決議1483（5月）及び同1511（10月）に関連し、決議の採択に向けて米英と連携しつつ様々な外交的働きかけを行った。</p> <p>平成15年12月には、政府は、イラクの復興支援に向けた国際協調を再構築し、わが国のイラク復興貢献策に対する理解を得るべく、橋本元総理を英、独、仏、中山元外相を国連、高村元外相をエジプト、サウジアラビア、逢沢外務副大臣をシリア、クウェート、ヨルダンにそれぞれ総理特使として派遣した。また、同12月のカシヤーノフ露首相の訪日、平成16年1月の川口外務大臣のイラン、アラブ首長国連邦訪問、平成16年2月のアナン国連事務総長の訪日等における累次二国間会談において、イラク復興のための国際協調の強化に努めた。なお、独、仏との間では、わが国と協力して対イラク支援を進める可能性を探求すべく、協議を行っている。さらに、わが国は、広範な諸国・国際機関の参加を得たイラク人道・復興支援に関する国際会議が早期に開催されるべきと考え、このために国連等の関係国際機関がその開催に向けて積極的な役割を果たすことを求めた。わが国は米、EU、アラブ首長国連邦等とともにコア・グループを形成し、右国際会議の開催に向け積極的な準備を進めた。その結果、イラク復興国際会議が10月23、24日にスペインのマドリッドで開催され、総額320億ドル以上という当初の予想を上回る巨額の資金協力の表明がなされ、対イラク支援を積極的に進めイラクを「破綻国家」とし</p>	

てはならないとの国際社会の強い決意が示された。その後、コア・グループを中心として定期的に連絡・協議が行われ、会議のフォローアップが行われている。

3. 【施策の評価の観点と効果の把握】

(1) 必要性

外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務（外務省設置法第三条）としており、イラクの平和と安定を実現させていくための施策は、これに該当する外務省の重要な任務である。

(2) 有効性

わが国は、種々の外交努力により、安保理決議1483、1511の全会一致での採択に貢献したほか、総額320億ドル以上という当初の予想を上回る巨額の支援が表明された平成15年10月のマドリッドでのイラク復興国際会議の準備・実現に大きく貢献した。

なお、イラク復興支援を進めるに際しては、ヨルダンの「ハシミテ慈善財団」を通じた対イラク医療支援の実施や日・エジプト合同対イラク医療協力など、アラブ諸国との協調を推進中であるほか、日・仏・独の3か国でイラク復興支援について協力するために検討を進めており、イラク復興支援における国際協調の推進のため努力している。

(3) 優先性

イラクの復興は、中東全域、ひいては国際社会の安定に極めて重要。エネルギー安全保障を含め、国際社会の平和と安定がわが国自身の安全と繁栄に不可欠であり、その実現に向け積極的に寄与していかなばならない。また、イラクの復興が失敗し、イラクを破綻国家、あるいはテロの温床としないためにも、テロに屈することなく、イラク人によるイラク人のための新しい民主的な政府の樹立を図るために、イラク支援のための取組は優先的に実施される必要がある。

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

上記3.にあるとおり、本件は必要性もあり、ある程度の成果が上がっているものである。本件は、四半世紀にわたるサダム・フセインの支配により疲弊したイラクが、主権・領土の一体性を確保しつつ、平和な民主的な国家として再建されることを目標としている。イラク復興は緒についたばかりであり、イラク復興支援は、国連の十分な関与を得ながら幅広い国際社会の参画を得て進められるべきとの考えの下、引き続き関係国・国際機関と緊密に連携していく必要がある。

5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

イラクの迅速な復興を達成していくためにも、施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算・

定員等の拡充に努めて参りたい。

6 . 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

・ 在外公館からの報告、公開文書等

7 . 【備考・特記事項】

イラク復興のための関係国・国際機関との連携については、相手国・機関の立場等もあり、外交の成果は中・長期の視点から見る事が不可欠。従って、必ずしも短期間で目に見える形で確認できるものではない事に留意する必要がある。また、定量的に施策の効率を示すことは困難だが、総理特使の派遣等の外交努力やイラク復興国際会議の開催等を見れば、大きな成果が現れているといえる。

5 0 二国間の相互理解の増進

評価責任者	中東アフリカ局中東第二課長 相星 孝一
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 3 日
<p>1 . 【評価を行う目的】</p> <p>わが国とイラクとの相互理解の増進について、その概要を示すことにより、国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たす。</p> <p>2 . 【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>(1) わが国の対イラク支援策につき、わが国国民の理解と支持を得るため、様々な広報媒体を使い国内におけるイラク広報を実施してきた。具体的には、パンフレットを作成し（昨年10月版 1 万2000部、同年12月改訂版 2 万部）、一般国民、プレス関係者、国会議員、有識者等に対し配布。また、新聞に全面広告を掲載、さらに様々な雑誌にイラク関連インタビューや記事を掲載した。さらに、外務省ホームページではイラク関連情報をトップページに移動し、写真等の掲載を強化することにより具体的なイメージが持てるよう努めた。</p> <p>(2) イラク国民等に対して自衛隊の派遣目的（自衛隊は武力の行使を行わず、人道復興支援のために派遣される）、わが国の人道復興支援の内容や目的を紹介し、理解してもらうための広報活動に努めた。</p> <p>その一環として、平成15年12月に総理がアル・ジャジーラ衛星テレビを通じ、また、平成16年1月初め、川口大臣が中東を訪問した際にアル・アラビア衛星テレビを通じイラク国民やアラブ諸国民に対しわが国の復興支援について説明。さらに、アラビア語パンフレット 1 万部を作成し、うち1000部をイラクにおいて配布する等、様々なメディア等を通じて効果的な広報に努めている。</p> <p>(3) わが国の文化等を広くイラク国民に紹介し、対日理解を促進し、親日感を醸成するとの観点からも、様々な一般広報、文化交流を実施している。例えば、国際交流基金によるTV番組「おしん」の無償提供への支援を行い、平成15年10月27日よりイラク国内のテレビ局で放映された。</p> <p>(4) 平成15年2月8日、サッカーをはじめとするスポーツ分野での対イラク支援として、日本サッカー協会からイラク・サッカー協会に寄贈された中古サッカー器材の輸送費補助（約180万円）を草の根文化無償で実施した。また、この事業を紹介するアラビア語のビデオを作成し、在外公館を通じて広く紹介した。また、平成16年2月12日、日本サッカー協会の主催で行われる日本代表とイラク代表のサッカー親善試合に出場するために来日したイラク代表チームに対し、国際交流基金を通じ渡航費用として約1000万円を助成した。この親善試合をできるだけ多くのイラク国民にみってもらうため、政府は、イラク・メディア・ネットワーク（IMN）によるこの試合の同時中継放送を支援した。また、政府が招へいし来日中のレバノンのフューチャー衛星テレビに対しても、親善試合の取材支援を行った。</p> <p>(5) また、日・イラク二国間関係を強化するとの観点から、平成15年5月8日にバグダッドのわが方大使館機能を再開。その後、5月には茂木外務副大臣がイラクを訪問。川口外務</p>	

大臣は、9月の国連総会及び10月のイラク復興国際会議に際してズィバーリー暫定外相、10月には来日したアッラーウィー暫定商務相と会談を行った。さらに、12月にはバグダッド市諮問評議会代表者を招へいする等の二国間関係強化のための施策を実施。

3. 【施策の評価の観点と効果の把握】

(1) 必要性

外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務（外務省設置法第三条）としており、イラクとの相互理解の増進は、これに該当する外務省の重要な任務である。

(2) 有効性

二国間の相互理解の増進という目的の達成のためには中長期的な視点が必要であり、必ずしも短期間で目に見える形で確認できるものではないことに留意する必要がある。他方、ギャラップ社が平成15年10月に公表した世論調査によれば、バグダッド市民の60%が日本に好感を抱いており、仏（55%）、独（53%）、国連（50%）に好感を抱いている率よりも高い数値が示された。

また、親善試合のため来日したイラク・サッカー協会関係者より、サッカー器材の輸送費補助に対する謝意が表明された。

(3) 優先性

中東全域、ひいては国際社会の安定に今後とも大きな影響を与えるイラクとの関係は、エネルギー安全保障を含め、国際社会の平和と安定、さらにはわが国自身の安全と繁栄に不可欠。二国間関係の強化を目的とした相互理解の増進は優先的に進められる必要がある。

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

上記3.にあるとおり、本件は必要性もあり、ある程度の成果も見られる。さらに、今後とも中東地域及び国際社会全体に大きな影響を与えていくイラクとわが国との相互理解の増進は、エネルギー安全保障を含め、わが国自身の安全と繁栄の観点から必要である。

5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

イラクの迅速な復興を達成していくためにも、施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算・定員等の拡充に努めて参りたい。

6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

・在外公館からの報告、公開文書等

7. 【備考・特記事項】

二国間の相互理解を増進させるとの目的の達成には中・長期的な視点が必要であり、必ずしも短期間で目に見える形で確認できるものではないことに留意する必要がある。

